

杉並区井草森公園駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月30日

杉並区長

杉本 聡子

杉並区規則第100号

杉並区井草森公園駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
杉並区井草森公園駐車場の管理運営に関する規則（平成28年杉並区規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区立公園の駐車場の管理運営に関する規則

第1条中「杉並区井草森公園駐車場」を「杉並区立井草森公園駐車場及び杉並区立下高井戸おおぞら公園駐車場」に改める。

第2条中「駐車場の使用時間は、」を「杉並区立井草森公園駐車場の使用時間は」に、「とする」を「とし、杉並区立下高井戸おおぞら公園駐車場の使用時間は午前8時30分から午後9時30分までとする」に改める。

第4条中「条例」を「杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号。以下「条例」という。）」に改め、同条第2号中「により」を「の規定により」に、「同手帳」を「当該身体障害者手帳」に改め、同条第3号中「東京都愛の手帳交付要綱」を「厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者又は東京都知事の定めるところ」に、「同手帳」を「当該療育手帳又は当該愛の手帳」に改め、同条第4号中「により」を「の規定により」に、「同手帳」を「当該精神障害者保健福祉手帳」に改める。

第5条中「次の」を「次の表の」に改め、同条ただし書中「管理上必要があるときは、」を「区長が必要と認めたときは、これを変更し、又は」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

名称	休場日		
	定例休場日	年始	年末
杉並区立井草森	月曜日、火曜日、木	1月1日から同月3	12月29日から同

公園駐車場	曜日及び金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	日まで	月31日まで
杉並区立下高井戸おおぞら公園 駐車場		1月1日から同月4 日まで	12月28日から同 月31日まで

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（指定管理者に関する読替え）

第6条 条例第21条の7の規定により指定管理者が管理の業務を行う場合についての第2条ただし書、第3条、第4条及び前条ただし書の規定の適用については、第2条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、区長の承認を得て」と、第3条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「第19条」とあるのは「第21条の13第8項において読み替えて準用する条例第19条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第5号中「区長」とあるのは「指定管理者」と、前条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、区長の承認を得て」とする。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。